

平成22年(ワ)第15877号 消費者契約法に基づく差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被告 株式会社東京法経学院

## 原告第1準備書面

平成23年3月14日

大阪地方裁判所第4民事部合議B係 御中

原告訴訟代理人弁護士

亀井尚也



同 弁護士

杉浦健二



同 弁護士

谷口芙美



同 弁護士

北村拓也



### 第1 答弁書「第3 被告の主張」に対する認否

- 1 同1の事実のうち、第1文の事実は認める。第2文の事実のうち、被告が平成22年11月25日までにウェブページから規定条項目録1記載の条項を削除したことは認めるが、その余の事実は不知。被告はパンフレット等を全て破棄したというが、にわかに措信し難い。破棄したのであれば、その旨の指示文書等が内部資料として存在するはずであるから、被告側でそれらを速やかに提出されたい。

- 2 同2の事実は不知。

3 同3の主張については、以下のとおり争う。

第2 被告が不特定かつ多数の消費者との間で解約権制限条項を含む消費者契約の締結を行うおそれがあること

1 不当条項使用の「おそれ」の意義

適格消費者団体の差止請求権（消費者契約法12条）は、消費者被害の発生及び拡散を防止し消費者の利益を擁護するために認められたものであるから、事業者等による不当条項使用が現に行われておらず、かつその可能性も認められないような場合にまで差止請求権の行使を認める必要はない。

逆に、現時点では不当条項使用が行われていないとしても、それがなされる可能性が否定できないような場合には、消費者被害の発生及び拡散を防止するために、差止請求権の行使を認める必要がある。消費者契約法12条は、このような観点から、不当条項使用の「おそれ」がある場合にも差止請求権の行使を認めたものである。

すなわち、過去若しくは現在において不当条項を含む消費者契約の締結がなされた事実があれば、特段の事情のない限り、将来においても不当条項を含む消費者契約の締結がなされる「おそれ」が認められる。仮に現時点においては不当条項使用の事実が認められないとしても、それだけでは将来の「おそれ」は否定されていないというべきである。具体的には、事業者により作成されたパンフレット、入学申込書、ウェブページ等を用いて不当条項を含む消費者契約の締結がなされた事実があれば、不当条項を削除した新しいパンフレット等の使用を開始していたとしても、原則として「おそれ」の存在は認められるのである。

「おそれ」を否定する「特段の事情」として考えられる具体的事情としては、事業者等が行為の違法性を認めたとうえで、不当条項の再使用を防止

するための適切な措置を採ったことや、不当条項使用を中止してから相当の期間が経過していることなどが想定できる（以上につき、日本弁護士連合会編『コンメンタール消費者契約法〔第2版〕』288～289頁、296～297頁参照）。

本件において以下の事実を考慮すれば、「おそれ」を否定する「特段の事情」は何ら存在せず、今なお差止めの必要性が高いことが明らかである。

## 2 交渉経緯

訴状でも述べたとおり、原告は、被告の前身である株式会社東京法経学院出版に対し、平成19年3月2日、同社の申込規定において消費者の解約権を制限した条項を削除するように求める「申入書」（甲8）を送付したが、これに対して同社からは何らの回答もなされなかった。

原告が平成19年3月2日付で申入書を送付した資格試験予備校は株式会社東京法経学院出版を含めて11社であったが、同社以外の10社は、不十分ながらも原告に対して回答自体は送付してきたし、このうち数社は規定自体をかなり改善した。このような対応を全くとらなかったのは株式会社東京法経学院出版のみであった（甲11・解約制限条項の修正経過一覧表）。

原告は、その後、規定の改善を行おうとしなかった株式会社法学館に対し、差し止め請求訴訟を提起する準備を整えたうえで、平成20年8月に、消費者契約法41条1項に基づく書面を送付したところ、同社がようやく規定を改善する対応をし始めたことから、同社との間で交渉を重ね、平成22年4月19日大阪簡易裁判所で、同社が今後解約を制限する内容の契約を締結しないこと等を約束する内容の、訴え提起前の和解を行った。

これを受けて、原告は、被告を含めて依然として問題のある解約制限条項を残している資格試験予備校数社（甲12・資格予備校5社解約条項一覧）に対し、平成22年4月19日、解約条項の是正等を求める申入書を

送付した（そのうちの被告に対する申入書が甲9である）が、被告以外の4社は解約条項を是正する対応を見せたが、被告だけは、なお何らの回答もせず原告の申し入れを無視し続けた。

そのため、原告は、同年9月17日付け「消費者契約法41条1項に基づく請求書」（甲10の1）をもって、書面による事前の請求を行い、同書面は同月21日に被告に到達した（甲10の2）のであるが、被告からはそれでも回答がなかった。

このように、原告は、被告及び被告の前身である株式会社東京法経学院出版に対して再三にわたり申入れを行っていたところであるが、当初の申入れから実に3年以上経過しても被告から何らの回答も得られずに放置されたため、やむなく、平成22年11月11日、本訴提起に及んだ次第である。

### 3 被告の応訴態度

(1) さらに、本訴提起後の被告の対応も、およそ誠実なものとはいえない。

被告が原告に送付した平成22年11月25日付け「ご連絡」と題する文書（乙4の1）によれば、「パンフレット等やウェブページの一部に従来の記載が残っていたため、原告において被告の運用について誤解をされている」、「パンフレット等については大阪校にて誤って作成されたものであって問題の文言は既に削除した」などと弁解しているが、具体的にいつの時点で削除したのか明らかにしないばかりか、原告が誤解していただけであると言わんばかりの弁解に終始しており、不当条項を使用していたという違法性を認め再発防止策の検討を行った気配さえもなく、真摯な自省の態度が全くうかがわれぬ、極めて独善的かつ一方的な主張であるというほかない。

とりわけ、「大阪校にて誤って作成された」という主張については、被告は東京校、名古屋校、大阪校及び福岡校を設置して全国展開をしてい

るのであって(甲4),大阪校のパンフレット等だけ誤って不当条項が記載されるなど通常はあり得ないことであり,欺瞞的な弁解であるといわざるを得ない。むしろ,大阪校だけの特殊な問題に還元して責任を免れようとする被告の態度がありありとうかがえる。

「ウェブページに従来の記載が残っていた」という主張についても,すぐに修正が可能であるにもかかわらず放置して直さなかったというのは,要するに被告がウェブページの旧記載のとおり規定を設け続けていたということにほかならず,かような事実すら認めない被告の姿勢自体が厳しく追及されるべきであって,甚だ不当な弁解である。

- (2) そもそも被告は自社のパンフレット等に解約権制限条項を記載していた時期があったことを認めているのであって,それらを改訂したのであれば,少なくとも当時の受講生に対する周知は当然になすべきである。とりわけウェブページについては,改訂情報や受講生に対するおわびなどを掲載するのは極めて容易であるにもかかわらず,何ら情報提供を行った形跡はない。

被告が提供する2012年「司法書士本科」については,平成23年1月21日から同年12月21日までの年間カリキュラムが組まれており(甲6),仮に被告の主張するとおり平成22年11月25日までに解約権制限条項をパンフレット等から削除したとしても,それを周知徹底しないことには,削除以前に同講座を申し込んでいた受講生は,カリキュラムが終了するまで1年間にわたって不当条項付きの契約に事実上拘束されてしまうことになるのである。

- (3) さらに,被告は,「従前より受講生が講座解約の申入れを行った場合には応じる運用を行ってきた」などというが,具体的な裏付けとなる証拠は全くなく,到底信用できない。仮に一部でそのような運用を行っていたとしても,パンフレット等に解約権制限条項が記載されている限り,

泣き寝入りして返金を受けないまま受講を中断した消費者が多数いたであらうことは容易に推察される。

#### 4 期間の経過

仮に、被告が平成22年11月25日までに解約権制限条項を削除したとしても、まだ3か月余りしか経過していないのであって、不当条項使用を中止してから相当の期間が経過したとは到底いえない。

#### 5 結論

以上のように、被告は、原告からの再三の申入れにもかかわらず、これらを全て無視して実際に不当条項を使用していたのであって、しかもその違法性を正面から認めることもせず不合理な弁解に終始している。のみならず、過去に受講生の解約権を制限していた事実さえ隠蔽し、秘密裏に処理しようとする被告の態度は、およそ誠実なものとはいえない。また、不当条項の使用中止から相当期間が経過したともいえない。

これらの事実からすれば、被告がたとえ一時的に解約権制限条項をウェブページやパンフレット等から削除したとしても、将来において解約権制限条項を含む消費者契約を締結する「おそれ」を否定すべき「特段の事情」は全く存在しないというべきである。

したがって、被告が不特定かつ多数の消費者との間で解約権制限条項を含む消費者契約の締結を行うおそれがあることは明らかである。

以上